

**報告(1) 歴史まちづくり法制度と  
歴史的風致維持向上計画の概要について**

# 歴史まちづくり法制度の概要

全国各地には、古都に指定された10都市以外にも

- ・ 城や神社仏閣、町家、武家屋敷等の「**歴史的な建造物が現存**」
- ・ 工芸品の製造販売、祭礼行事等の「**歴史や伝統を反映した人々の生活が伝承**」
- ・ 建造物と歴史的な活動が一体となり「**歴史的な町並みが形成**」
- ・ 歴史的建造物の解体や建て替えによる建造物の喪失
- ・ 歴史的町並み景観に不調和建築物の立地
- ・ 歴史や伝統を反映した人々の生活が喪失の危機

国土交通省・農林水産省(まちづくり部局)と文化庁(文化財部局)の審議会において

まちづくり部局  
(国土交通省・農林水産省)

歴史的文化的資産を保存や活用、再生したまちづくりを支援するための制度の構築

文化財部局  
(文化庁)

文化財とその周辺の環境を一体として捉え、保存・活用する取り組みを支援する仕組みが必要

まちづくり部局と文化財部局の審議会での方向性が一致

歴史まちづくり法 = 歴史的な活動や建造物、町並みを保存し後世へ継承する市町村の取り組みを国が支援するために創設された制度  
※正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

# 歴史まちづくり法制度の概要

## ●歴史まちづくり法の特徴

- ・ 古都保存法の対象都市だけでなく**歴史的風致を有する様々な都市が対象**
- ・ **文化財に指定されていない建造物や文化財周辺の市街地環境も保全や保存の対象**
- ・ **有形の建造物だけでなく無形の活動も保存や活用の対象**

## ●歴史まちづくり法の制度概要

- ・ 市町村が作成する**歴史的風致維持向上計画の国による認定**

計画の認定を受けると…

- ・ **新たな建造物保存制度**(＝歴史的風致形成建造物指定制度)の創設
- ・ **新たな土地利用緩和制度**(＝歴史的風致維持向上地区計画制度)の創設
- ・ **歴史的風致の維持向上に取り組む団体の支援制度**(＝歴史的風致維持向上支援法人指定制度)の創設
- ・ 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例
  - 例) 農業用排水施設や都市公園の管理の特例
  - 農用区域内や市街化調整区域内における開発行為の許可の特例
  - 電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例
- ・ **国による認定自治体への重点的な支援**
  - 例) 都市公園事業における城郭の復元
  - 歴史的風致形成建造物の買取や移設、修理、復元

# 歴史まちづくり法制度の概要

## ●歴史的風致とは…

歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境（歴史まちづくり法第1条）

- ・ 50年以上継続している地域固有の歴史や伝統を反映した活動 = 「活動」
- ・ 活動に関係する築50年を経過した歴史上価値の高い建造物 = 「建造物」
- ・ 歴史上価値の高い建造物と一体をなす周辺の市街地 = 「町並み」

地域固有の活動



活動に関係する歴史的建造物



活動が感じられる町並み



※活動については、屋外で感じることができる活動に限る  
 「活動が見える」「活動の音が聞こえる」「活動で発生する香り」を感じるなど

## ●村上市歴史的風致維持向上計画の概要

計画認定日：平成28年10月 3日（当初認定）  
平成30年 3月29日（第1回変更認定）  
平成31年 3月29日（第2回変更認定）  
令和 2年 3月24日（第3回変更認定）  
令和 3年 3月15日（第4回変更認定）  
令和 4年 3月29日（第5回変更認定）

計画期間：平成28年度～令和7年度の10年間

計画の特徴：歴史的風致を見える化した計画  
歴史資源を活用したまちづくりの方向性(まちづくり部局)と  
文化財の保存活用の方向性(文化財部局)を明記した計画  
事業内容と期間、実施者が明記された計画  
※行為などを規制する計画(景観計画)ではない

計画の記載事項：歴史的風致の維持向上に関する下記の項目を明記(必須項目)

- ・維持向上すべき歴史的風致
- ・歴史的風致の維持向上に関する方針
- ・重点区域の位置と区域
- ・文化財の保存又は活用に関する事項
- ・歴史的風致維持向上施設の整備や管理に関する事項
- ・歴史的風致形成建造物の指定の方針
- ・歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項



計画認定証授与式の様子(国交省内)

# 歴史まちづくり法制度の概要

計画書の構成：序章から第7章の8章で構成

## 序章

- ・ 計画策定の背景

## 第1章「村上市の歴史的風致形成の背景」

- ・ 自然的環境や社会的環境、歴史的環境
- ・ 文化財の指定状況と解説

## 第2章「村上市の維持向上すべき歴史的風致」

- ・ 市域内の維持向上すべき歴史的風致

## 第3章「歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針」

- ・ 歴史的風致の維持向上に関する課題と基本方針

## 第4章「重点区域の位置及び範囲」

- ・ 重点区域設定の考え方と位置、範囲

## 第5章「文化財の保存及び活用に関する事項」

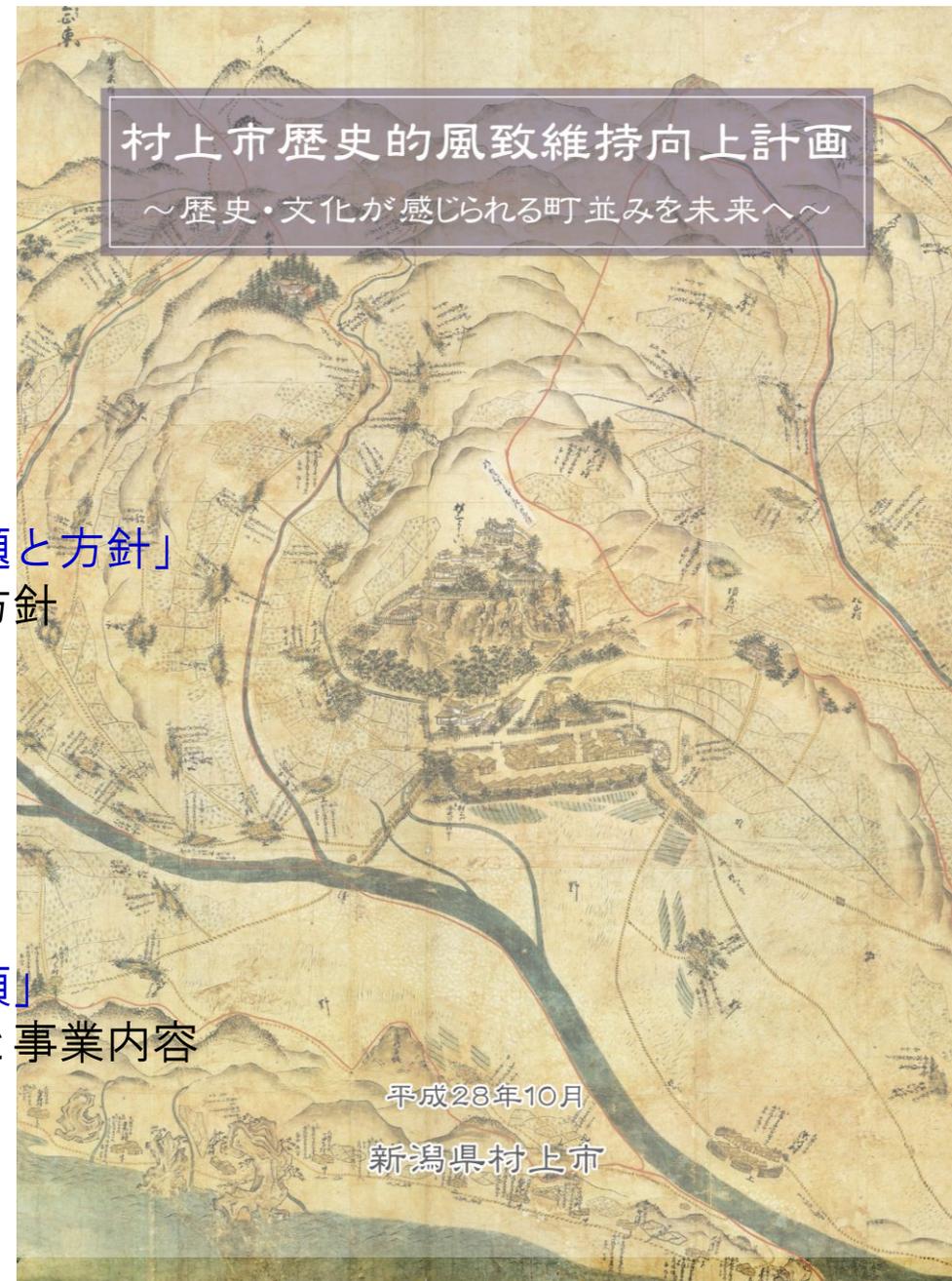
- ・ 文化財の保存や活用の現況と今後の方針

## 第6章「歴史的風致の維持及び向上に必要な事項」

- ・ 施設の整備や管理に関する基本的な考え方と事業内容

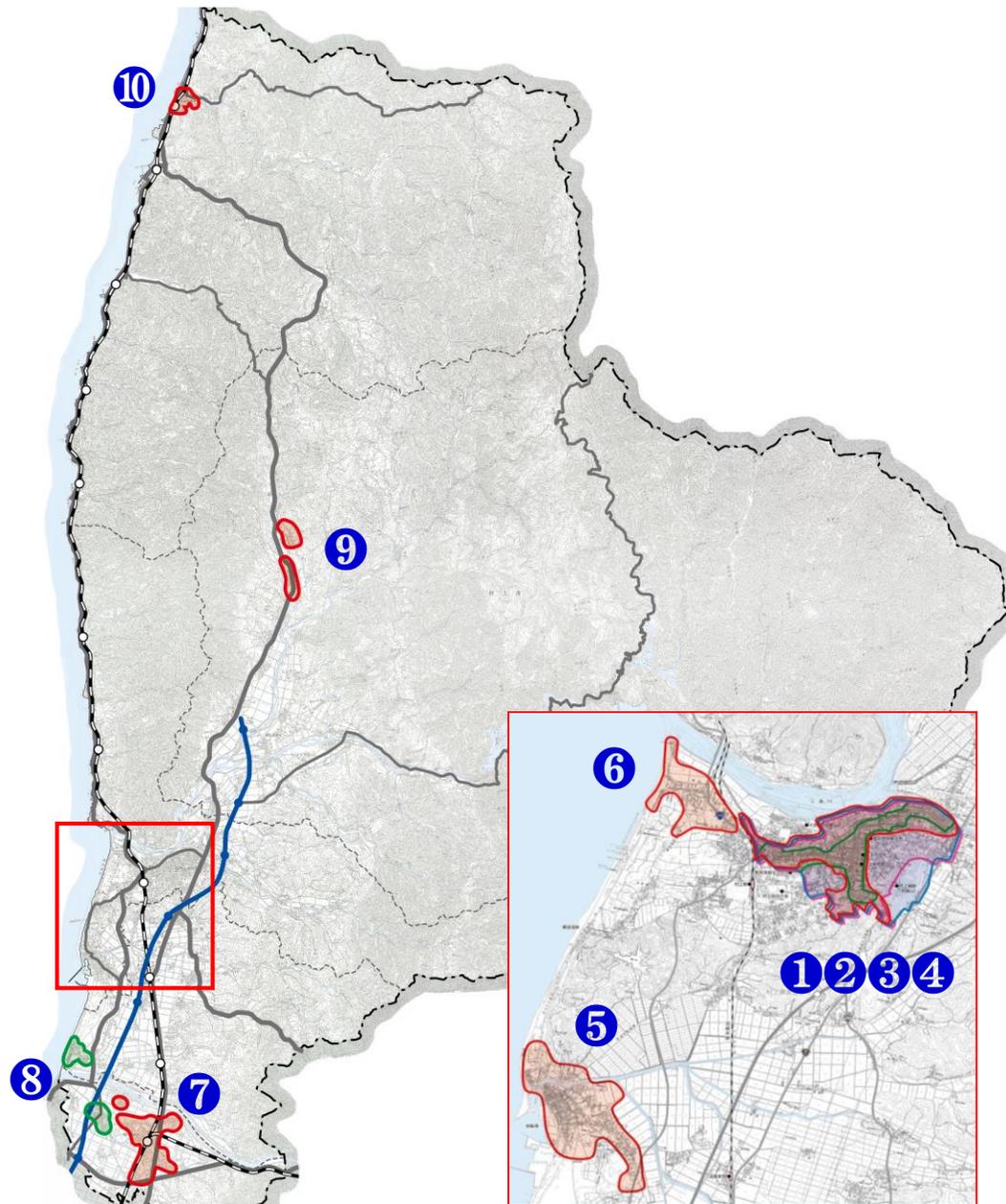
## 第7章「歴史的風致形成建造物に関する事項」

- ・ 歴史的風致形成建造物の指定と管理の指針



## ●村上市の維持向上すべき歴史的風致(第2章)

市域全域から歴史的風致の概念に合致する10種の歴史的ものを抽出



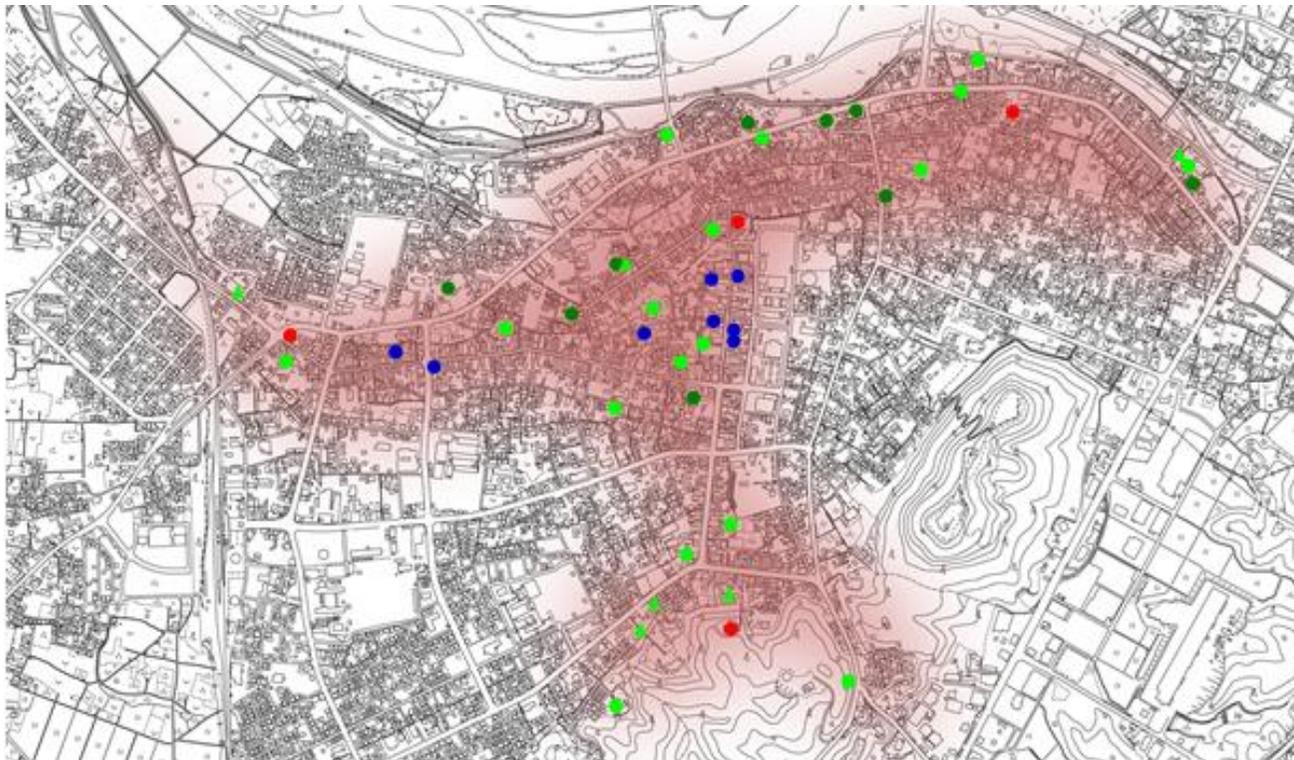
- ①村上城下の祭礼にみる歴史的風致
- ②種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
- ③村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致
- ④北限の茶処にみる歴史的風致
- ⑤石船神社の祭礼等にみる歴史的風致
- ⑥西奈弥神社の祭礼等にみる歴史的風致
- ⑦三国街道と米沢街道沿線の  
伝統行事にみる歴史的風致
- ⑧荒川河口の港町・市町の  
祭礼にみる歴史的風致
- ⑨出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致
- ⑩大川城跡周辺祭礼にみる歴史的風致

## ①村上城下の祭礼にみる歴史的風致の概要

活動：村上まつり・村上七夕まつり  
地蔵様まつり・ゴリシヨ(初午)

建造物：西奈弥羽黒神社や伊勢神明社等の社寺  
山上染物店等の祭り関連産業の町家  
井筒屋等の旧街道沿線の町家

町並み：町家等が立地する旧町人町の町並み

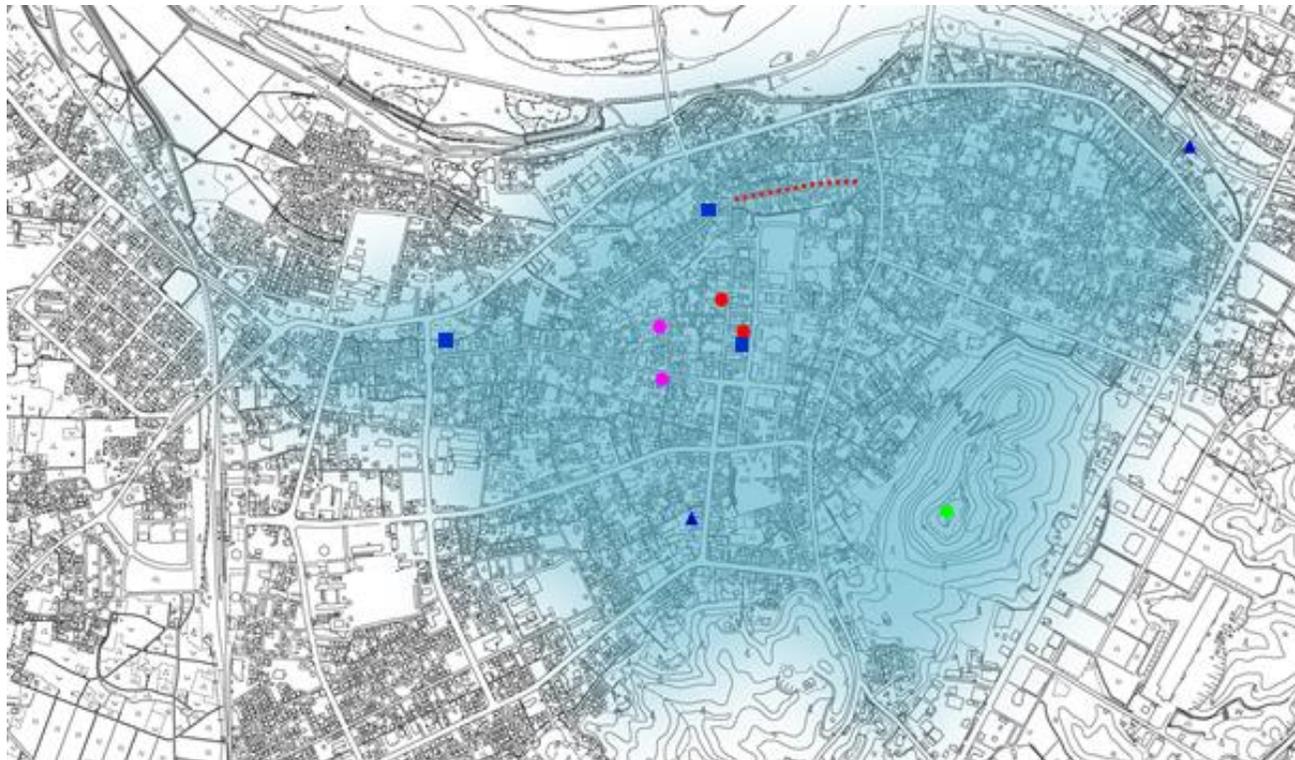


## ②種川の制など鮭文化にみる歴史的風致の概要

活動：鮭の食文化(塩引き鮭・酒びたし等)  
※三面川の伝統漁法  
村上城跡の保存と育英活動

建造物：吉川家住宅や割烹吉源等の鮭関連業種の町家  
宮尾酒造や益甚酒店等の酒関連業種の町家  
村上城跡や若林家住宅等の武家住宅

町並み：町家等が立地する旧町人町の町並み

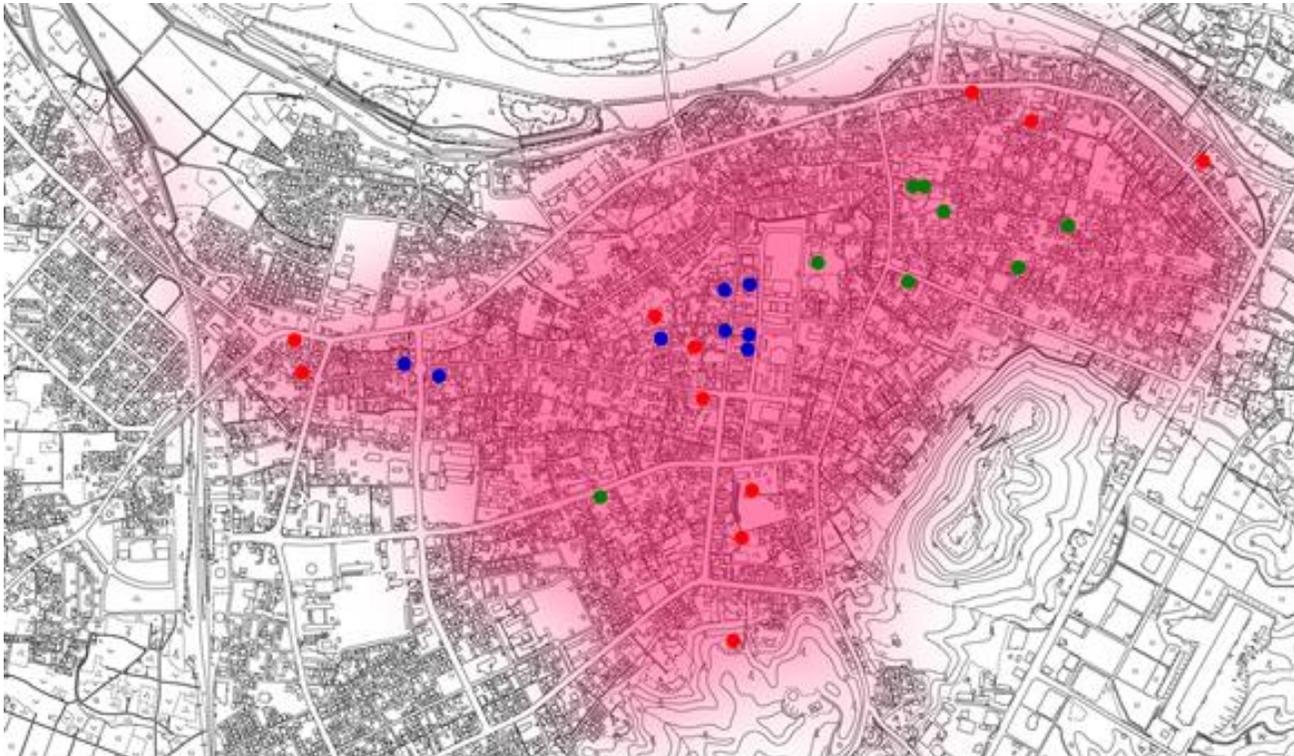


## ③村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致の概要

活動：茅葺屋根の差し茅技法  
しゃぎり屋台の修復  
※村上堆朱の技法

建造物：若林家住宅等の武家住宅  
浄念寺本堂等の社寺

町並み：武家住宅が立地する旧武家町の町並み  
寺院が立地する寺町の町並み

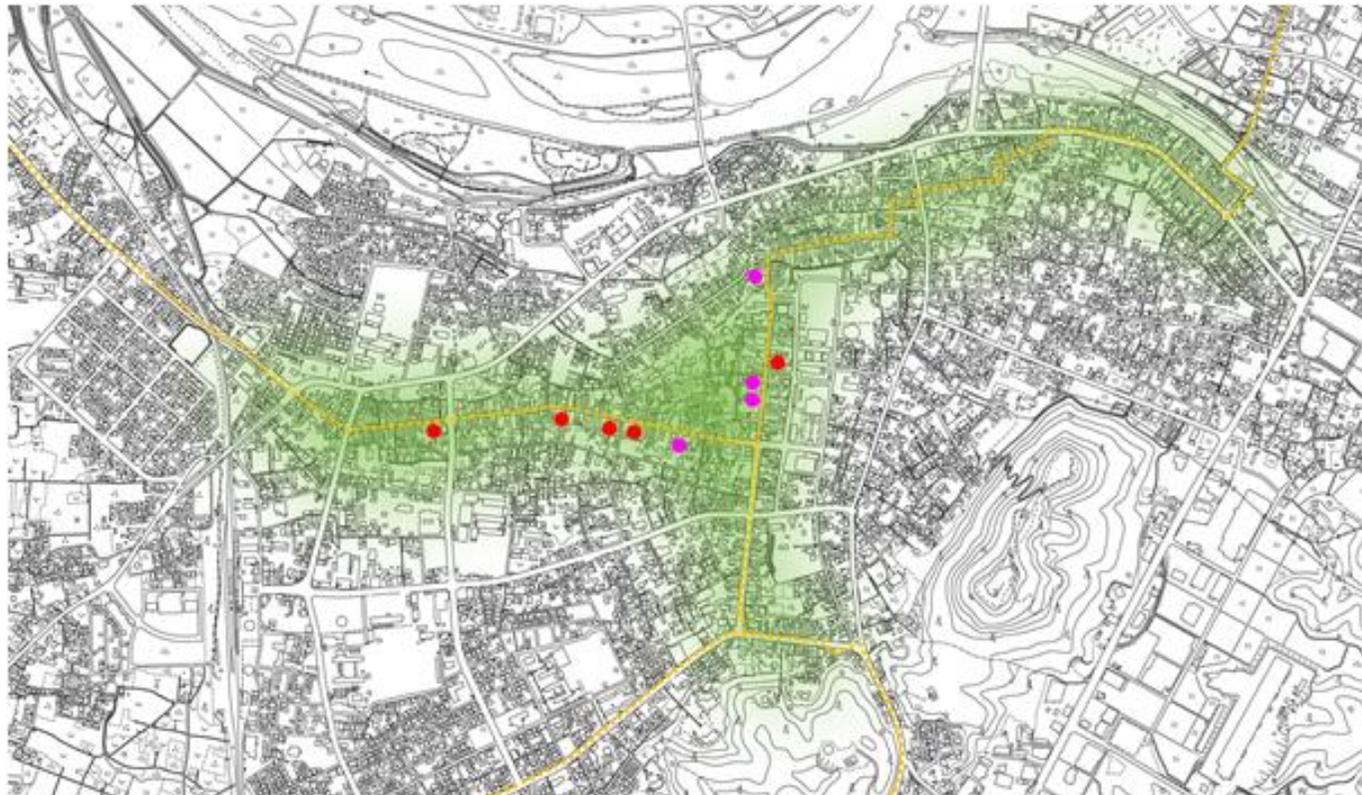


## ④北限の茶処にみる歴史的風致の概要

活動：村上茶の生業(栽培・製造・販売)

建造物：九重園や松本園等の茶販売店  
早撰堂菓子店等の町家

町並み：村上町家等が立地する旧町人町の町並み



## ⑤石船神社の祭礼等に見る歴史的風致の概要

活動：岩船まつり・岩船七夕・かんじょ(左義長)

建造物：石船神社や源内塾(旧本間家住宅)等の町家

町並み：町家等が立地する港町の町並み



## ⑥西奈弥神社の祭礼等に見る歴史的風致の概要

活動：瀬波まつり・さげちょ(左義長)

建造物：西奈弥神社や久津美家住宅等の町家

町並み：町家等が立地する旧港町の町並み

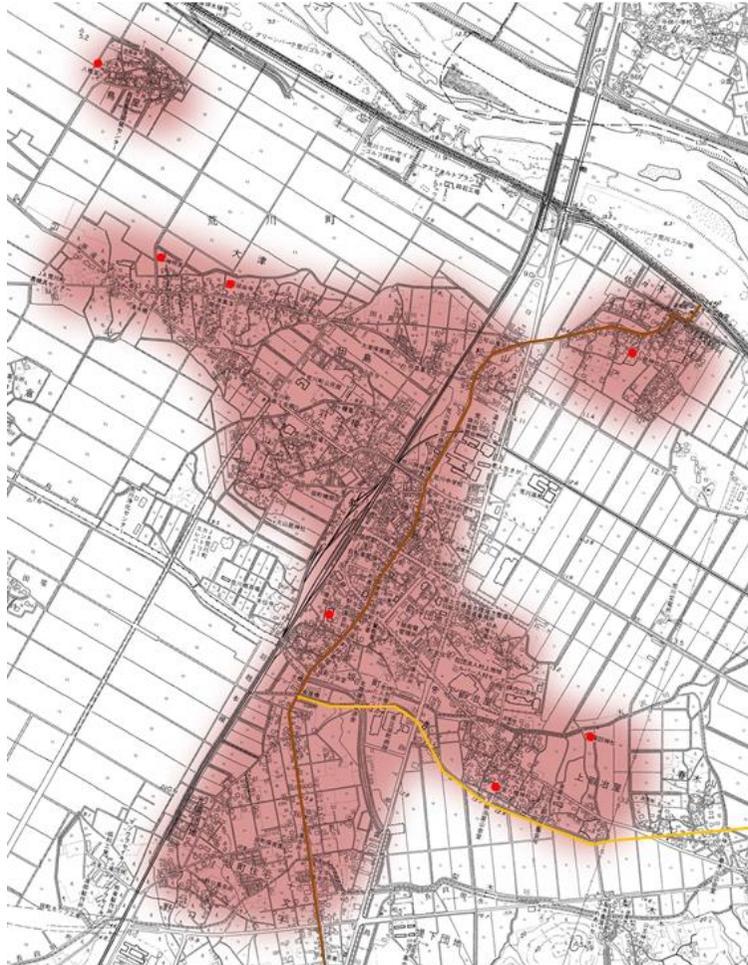


## ⑦三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致

活動：上下鍛冶屋や坂町、大津の獅子踊り  
佐々木や鳥屋の神楽

建造物：若宮八幡宮や延命寺等の社寺

町並み：旧街道沿線の町並み

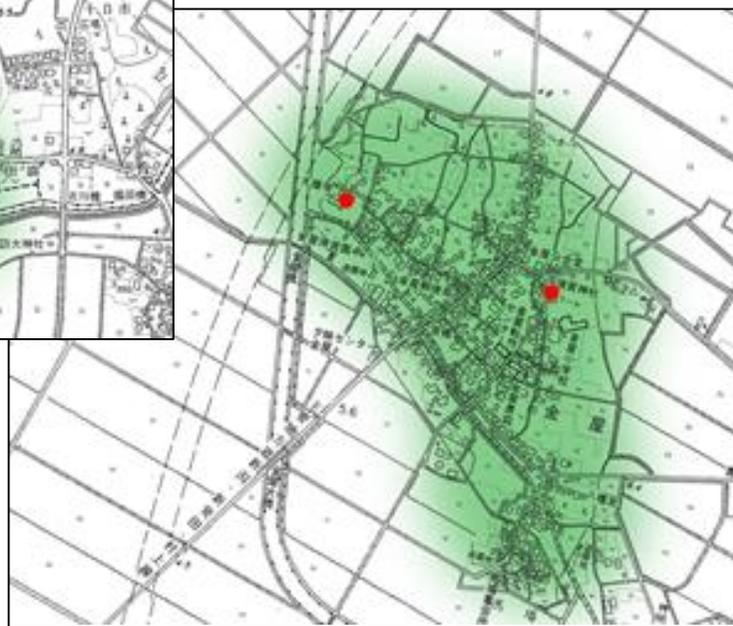


## ⑧荒川河口の港町・市町の祭礼にみる歴史的風致

活動：塩谷大祭・金屋獅子踊り

建造物：塩竈神社や須賀神社、大雄寺本堂等の社寺  
瀬賀家住宅等の町家

町並み：町家等が立地する旧港町の町並み  
市町として発展した町並み

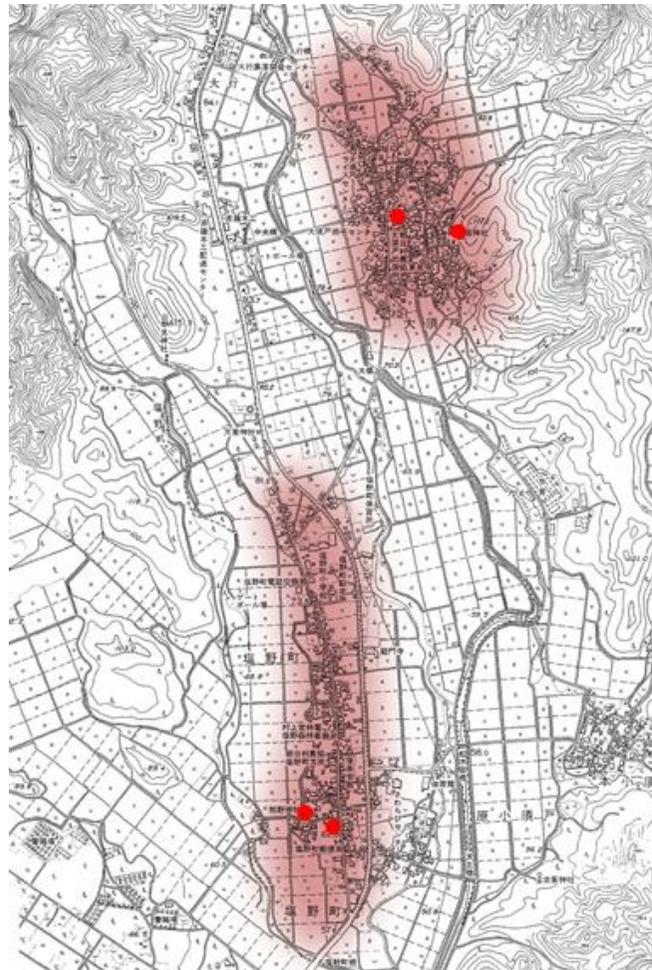


## ⑨出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致の概要

活動：大須戸能・塩野町オサトサマ

建造物：八坂神社や熊野神社の神社  
中山家住宅等の農家住宅

町並み：農家住宅等が立地する旧宿場町の町並み



## ⑩大川城跡周辺の祭礼にみる歴史的風致の概要

活動：府屋獅子舞・桜花祭

建造物：府屋神明宮本殿や高岩寺本堂等の社寺  
富樫家住宅等の町家

町並み：大川城下(府屋集落)の町並み

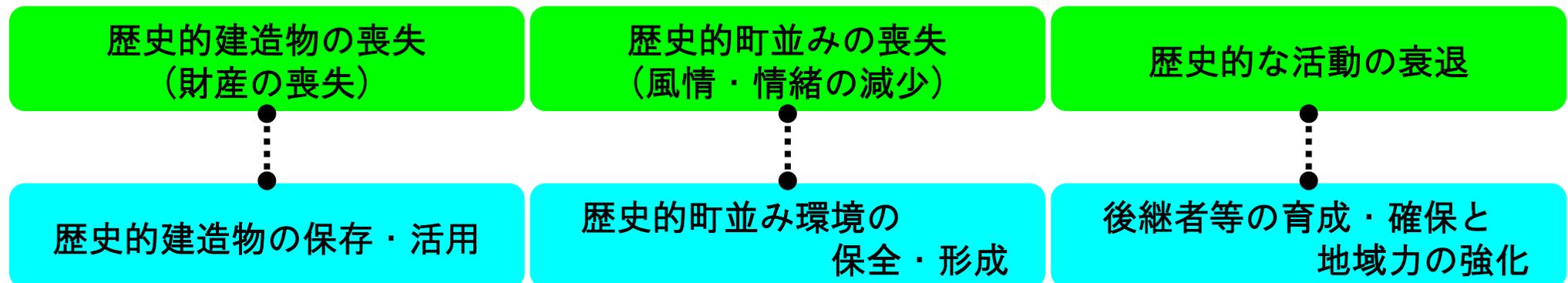


## ●歴史的風致の維持向上に関する課題と方針(第3章)

- 第1節 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- 第2節 上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ
- 第3節 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針
- 第4節 歴史的風致維持向上計画の推進体制

## ●歴史的風致の維持及び向上に関する課題と基本方針

- ・老朽化にともなう**建造物の維持管理の手間や費用の増大**
- ・地域住民の**高齢化や後継者の不在による建造物の空き家化や解体**
- ・経済性や機能性の重視による**歴史的町並みに不調和な建造物への建て替え**
- ・**歴史的建造物や歴史的な町並み等に対する価値認識の不足**
- ・地域住民の**高齢化や人口減少による歴史的活動の担い手の不足**



歴史まちづくりの基本方針

## ●文化財の保存及び活用に関する事項(第5章)

- 第1節 文化財の保存の現況と今後の方針
- 第2節 文化財の活用の現況と今後の方針
- 第3節 文化財の修理・整備に関する方針
- 第4節 文化財の保存及び活用を行うための施設に関する方針
- 第5節 文化財の周辺環境の保全に関する方針
- 第6節 文化財の防災に関する方針
- 第7節 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- 第8節 埋蔵文化財の取り扱い及び保存・活用に関する方針
- 第9節 文化財の保存・活用に係る市町村の体制と今後の方針
- 第10節 文化財の保存・活用に関わる住民等の各種団体の状況及び今後の体制整備の方針



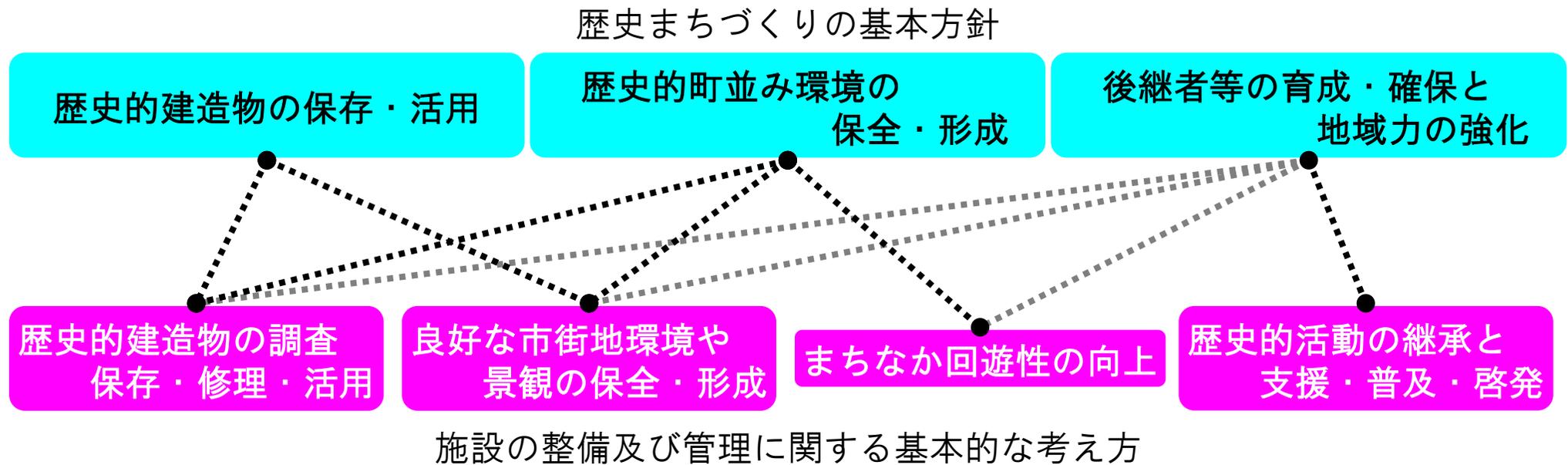
# 歴史まちづくり法制度の概要

## ● 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項(第6章)

第1節 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

第2節 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

## ● 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方



## ● 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

歴史的風致の維持向上に寄与する22の施策・事業を展開

## ●重点区域の位置及び範囲(第4章)

第1節 重点区域設定の考え方

第2節 重点区域の位置及び範囲

第3節 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

第4節 良好な景観の形成に関する施策との連携

## ●重点区域とは…

重点区域：歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域

区域条件：①歴史的風致の範囲内であること

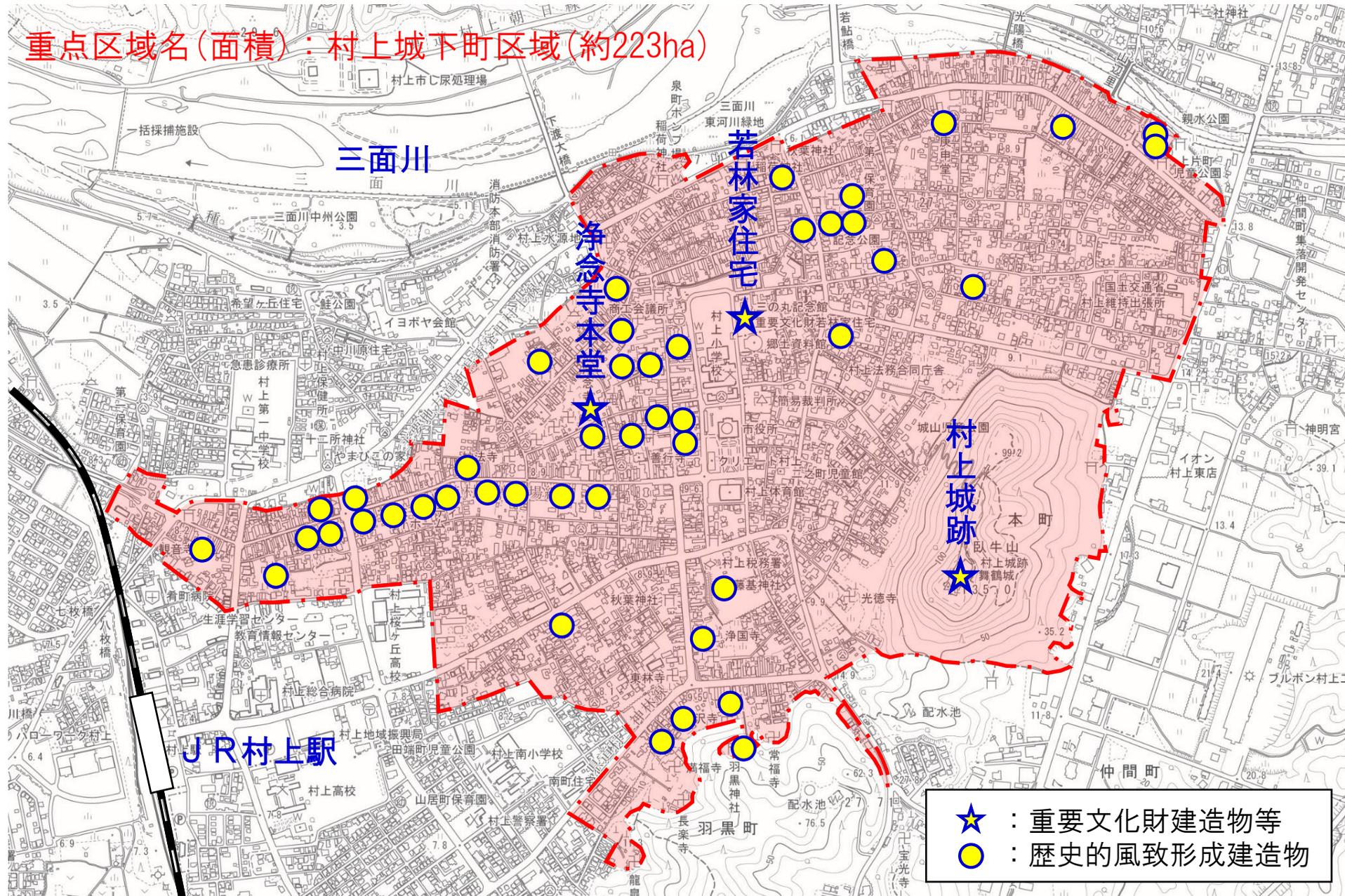
②重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が存在

※重要文化財建造物等：重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に指定された有形の建造物

## ●村上市歴史的風致維持向上計画重点区域の概要

- ・歴史的風致が重複しており歴史資源の豊富な区域
- ・歴史的建造物の保存や歴史資源を活用したまちづくり団体等の活動が活発

## ●重点区域の位置及び範囲(第4章)



歴史的風致維持向上計画「重点区域図」

# 歴史まちづくり法制度の概要

## ●歴史的風致形成建造物に関する事項(第7章)

第1節 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針

## ●歴史的風致形成建造物の指定基準と指定対象

### 【指定基準】

- ・ 重点区域内の建造物
- ・ 歴史的風致の形成に寄与しており保全が必要な建造物
- ・ 概ね昭和20年(1945)以前に建設された建造物
- ・ 以下のいずれかに該当する建造物
  - ①意匠性、技術性が優れているもの
  - ②歴史、地方、希少性等の観点から価値の高いもの
  - ③外観が景観上の特徴を有するもの

### 【指定対象】

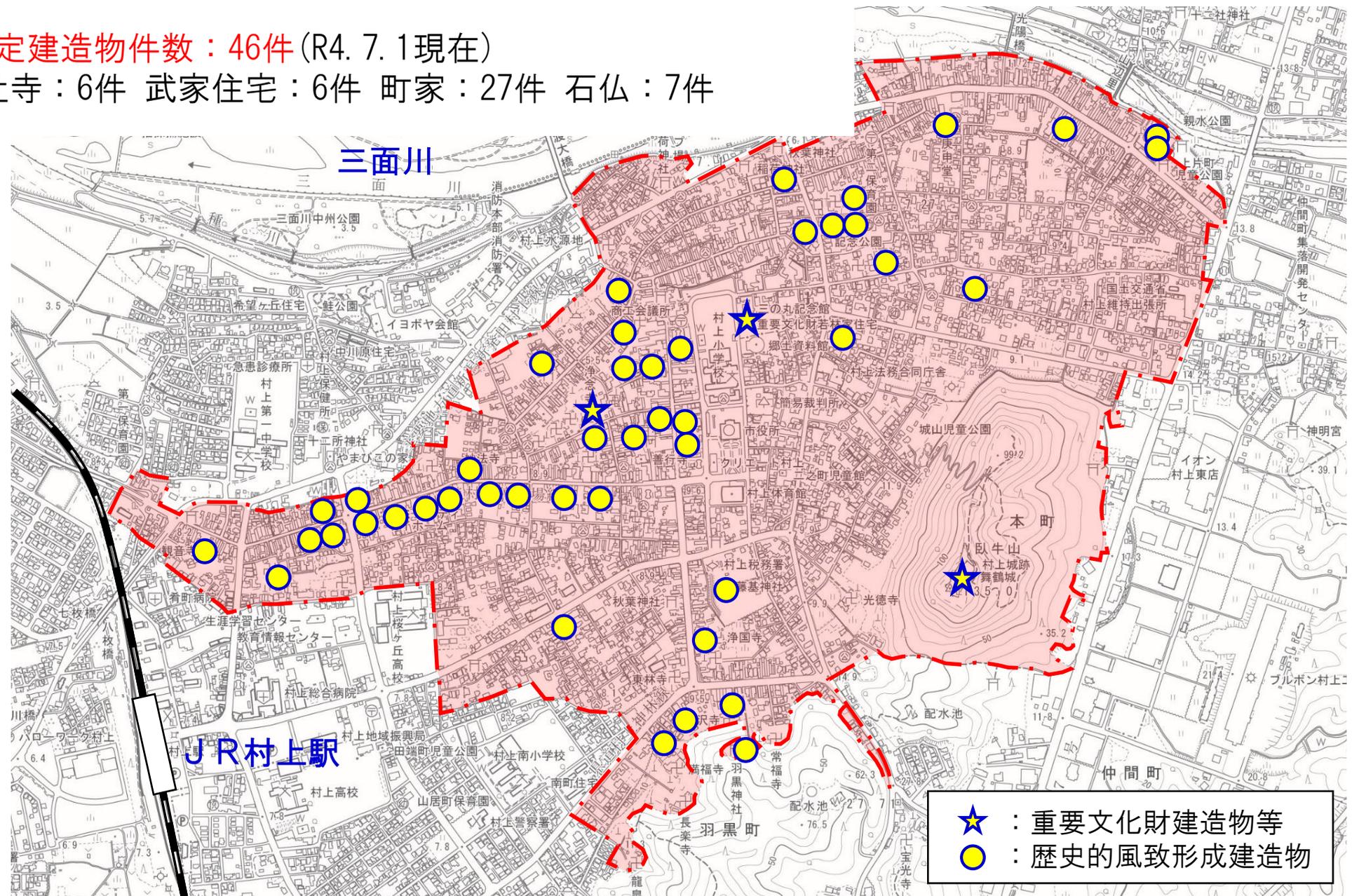
- ・ 国登録有形文化財である建造物
- ・ 新潟県、村上市指定の有形文化財である建造物
- ・ 新潟県、村上市指定の史跡、名勝又は天然記念物である建造物
- ・ 景観法に基づき指定された景観重要建造物
- ・ 歴史的風致の維持向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物

## 歴史まちづくり法制度の概要

## ● 歴史的風致形成建造物に関する事項(第7章)

指定建造物件数：46件(R4. 7. 1現在)

社寺：6件 武家住宅：6件 町家：27件 石仏：7件



歴史的風致維持向上計画「重点区域図」